

別表第2（第4条、第5条関係）

補助金の類型	補助事業者	補助事業	補助要件	交付対象期間	補助対象経費			補助率及び補助限度額
					経費区分	種別（費目）	内訳	
オープンイノベーション推進型	県内IT事業者等を含む2者以上の構成員が連携して事業を実施するコンソーシアム	第3条の目的を達成するため、IoT等による公益的な課題解決と社会実装につながる実証実験又は製品開発を行う事業 ※ただし以下の場合は除く 申請内容が、特定の者の生産性向上等に成果が限定されるなど、公共性や公益性を欠くものと認められる案件	次の全ての要件を満たすこと。 (1)高知県IoT推進ラボの会員である2者以上が参加するコンソーシアムを組成していること。 (2)コンソーシアムの構成員に、県内IT事業者等が含まれること。 (3)高知県オープンイノベーションプラットフォームで取り扱う課題に関する事業であること。	補助金の交付の決定日から令和7年3月19日までとする。	装置費	機械装置費	開発に使用する機械装置、工具又は器具の借用又は購入に要する経費 (注1)原則として、借用とすること。ただし、理由を付して、購入等によらなければ円滑な事業の実施が困難である旨の申し立てがあった場合には、内容を審査し、例外的に認める場合がある。 (注2)事業の実施内容に照らして当然備えているべき機械装置、工具又は器具（事務機器等）は対象外とする。 (注3)データを取得する際のセンサーの経費等、製品の一部に必要なものの経費は原材料費とすること。	補助率：3分の2以内 補助上限額：1,250万円 補助下限額：125万円
					労務費	直接人件費	事業に直接従事する者の当該事業にかかる業務時間に対応する人件費 (注1)補助事業者と雇用関係が結ばれている者又は事業に直接従事する役員に限る。 (注2)県内IT事業者等においては、高知県内の事業所に在籍する者に限る。 (注3)中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和52年法律第74号）に規定する大企業者の直接人件費（労務費）の補助対象経費の上限額は、その企業の機械装置費と事業費の補助対象経費の合計額とする。	
					事業費	謝金	指導、助言等を受けるために招へいした専門家への謝礼に要する経費	
						旅費	事業に直接従事する者の当該事業にかかる旅費及び指導、助言等を受けるために招へいした専門家の旅費	
						原材料費	製品の一部に必要な原材料、副資材及び消耗品の購入に要する経費 (注)補助事業期間内に使用したものに限り。	
						外注費	開発の一部を外部の事業者以外注する場合に要する経費 (注1)上限は、委託費と合算し、補助対象経費総額の2分の1を超えない額とする。 (注2)高知県IoT推進事業費補助金実施要領にて定める計画書（別記第1号様式）を作成すること。 (注3)（注2）の計画書に変更があった場合は、変更後の計画書（別記第1号様式）を作成すること。	
						特許等取得費	特許権の取得等に要する経費（弁理士の手続代行費用、外国特許出願のための翻訳料等） (注1)開発と密接に関連し、かつ成果の事業化に必要となるものに限る。 (注2)審査請求書など特許庁に支払う経費は対象外とする。	
委託費	開発の一部を外部の機関に委託する場合に要する経費 (注1)外部の機関とは、公的研究機関、高等教育機関、企業等とする。 (注2)外部の機関が機器、設備等を購入する費用は、補助対象外とする。 (注3)上限は、外注費と合算し、補助対象経費総額の2分の1を超えない額とする。 (注4)高知県IoT推進事業費補助金実施要領にて定める計画書（別記第1号様式）を作成すること。 (注5)（注4）の計画書に変更があった場合は、変更後の計画書（別記第1号様式）を作成すること。							
その他調査事務費	通信運搬（通信料、電話料、郵便料、運搬料等）、会議の開催（会場借料、印刷製本費等）、展示会・商談会への出展に要する経費							

(注)全ての経費について、補助事業を実施するために必要であることが実績報告書に添付する書面で明らかな経費のみ補助対象とする。